

(7) 換執行委員會の構成を各分會よりの比例代表によつて構成せしこと。
 (8) 従來の支部は分會の集合同体であり、決議及び執行の制限を有してをるた爲、また各分會は支部聯合の形をとつてゐた。そのために、分會と組合本部との關係が疎隔し、聯絡が十分に取れなかつたに對し、今回は支部を一つの機關とし、執行委員會と密接なる關係を保持せしむること。

日本労働組合
 評議會
 出版労働組合規約改正草案

第一章 名稱及目的

第一條 本組合ハ出版労働組合ト稱ス
 第二條 本組合ハ日本労働組合評議會ニ加盟シ。其宣言綱領及決議、遂行ヲ許ルヲ以テ目的トス

第二章 組織

第三條 本組合ハ関東地方ニ於ケル出版印刷産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス
 第四條 同一工場ニ於テ組合員十名以上ニ達シタル場合ハ工場分會ヲ組織スルモノトス

第五條 工場分會ヲ組織スニトモ場合ハ分會規程及役員名ヲ執行委員會ニ提出シ承認ヲ求ムルモノトス
 第六條 工場分會ハ執行委員會ノ統制下ニ於テ労働組合ノ事業ヲ遂行スルモノトス
 第七條 工場分會ニ總會及幹事會ノ二ツノ機關ヲ置ク

第八條 工場分會ニ役員トシテ幹事長一名、會計二名、幹事若干名ヲ置ク
 第九條 工場分會ノ費用ハ本部ヨリ支出ス。分會日々計之ヲ処理ス

第十條 同一地域ニ於テ工場分會ニ屬セザル組合員十名以上ニ達シタル場合ハ地域分會ヲ組織ス